

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

	所管課(室)名
◎ 告 示	
・長崎県知事管理漁獲可能量の変更	漁業振興課
・道路の区域変更	道路維持課
・急傾斜地崩壊危険区域の指定	砂防課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	経営支援課
◎ 教育長公告	
・県立学校教員採用特別選考試験の実施	高校教育課
◎ 選挙管理委員会告示	
・個人演説会等公営施設の指定	選挙管理委員会書記室

## 告 示

### 長崎県告示第561号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和5年長崎県告示第753号）の一部を次のとおり変更し、令和6年11月12日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和6年11月12日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まあじ】 <u>31,200</u> トン 【まいわし対馬暖流系群】 42,000トン 【さんま】 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 77,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 44,000トンの内数	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まあじ】 <u>28,100</u> トン 【まいわし対馬暖流系群】 42,000トン 【さんま】 現行水準 【かたくちいわし対馬暖流系群】 77,000トンの内数 【うるめいわし対馬暖流系群】 44,000トンの内数
2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まあじ】	2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和6年1月1日から12月31日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まあじ】

長崎県まあじ中型まき網漁業	26,800トン	長崎県まあじ中型まき網漁業	24,000トン
長崎県まあじその他漁業	現行水準	長崎県まあじその他漁業	現行水準
【まいわし対馬暖流系群】		【まいわし対馬暖流系群】	
長崎県まいわし中型まき網漁業	40,320トン	長崎県まいわし中型まき網漁業	40,320トン
長崎県まいわしその他漁業	現行水準	長崎県まいわしその他漁業	現行水準
【さんま】		【さんま】	
長崎県さんま漁業	現行水準	長崎県さんま漁業	現行水準
【かたくちいわし対馬暖流系群】		【かたくちいわし対馬暖流系群】	
長崎県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数	長崎県かたくちいわし漁業	77,000トンの内数
【うるめいわし対馬暖流系群】		【うるめいわし対馬暖流系群】	
長崎県うるめいわし漁業	44,000トンの内数	長崎県うるめいわし漁業	44,000トンの内数

**長崎県告示第562号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局上五島支所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年11月12日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道  
 路線名 有川新魚目線  
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南松浦郡新上五島町曾根郷字東峠1508番5地先から 南松浦郡新上五島町曾根郷字東峠1493番19地先まで	前	13.8~20.6	123.5	
	後	20.4~35.3	123.5	

**長崎県告示第563号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、その関係図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県対馬振興局建設部において縦覧に供する。

令和6年11月12日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域の名称		月ノ内		
所在地	市町名	大字	字	地番
	対馬市	上県町檜滝		408番2の一部、410番の一部、412番の一部、419番の一部、420番の一部、421番2の一部、422番1の一部、423番の一部、469番の一部、473番2の一部、473番15の一部、473番16の一部、道の一部

**公 告**

**大規模小売店舗の変更事項届出（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和6年11月12日

長崎県知事 大石 賢吾

## 1 届出の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

アミュプラザ長崎

長崎県長崎市尾上町1番1号

## (2) 届出者の氏名又は名称及び住所

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長執行役員 古宮 洋二

福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

## (3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

## (4) 変更の年月日

令和5年12月8日 ほか

## 2 届出年月日

令和6年10月21日

## 3 関係書類の縦覧

## (1) 縦覧期間

公告の日から4月間

## (2) 縦覧場所

県政情報コーナー（県庁1階県政資料閲覧エリア内）及び長崎市経済産業部商業振興課

## 4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

**教 育 長 公 告****県立学校教員採用特別選考試験の実施（公告）**

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、令和7年度県立学校教員採用特別選考試験を次のとおり実施する。

令和6年11月12日

長崎県教育委員会  
教育長 前川 謙介

令和7年度長崎県立学校に勤務する教員を募集します。

## 1 選考校種・職、教科・科目、採用予定者数

校種・職	採用予定者数	
高等学校・教諭	24	国語（2）、英語（5）、理科〔化学（2）〕、商業（2）、情報（3）、工業〔機械（3）、電気（3）、土木（2）、工業化学（1）〕、水産〔機関（1）〕
特別支援学校・教諭	20	小学部（8）、中学部・高等部（12）

## 2 出願資格

次の(1)～(5)を全て満たす者。ただし、英語、情報の志願者に関しては、次の(1)～(3)を全て満たし、かつ別表①を満たす者も出願可能である。

(1) 昭和40年4月2日以降に生まれた者。

(2) 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者。

(3) 令和7年4月1日以降の勤務が可能なる者。

(4) 志願する校種・職・教科の普通免許状を有する者（注1）

(5) 国公立を問わず、本務教員として受験校種と同一の教職経験が令和7年3月31日までに3年以上有する者（休職、育休等の期間は除く）（注2）

（注1）特別支援学校教諭については、志願する部に対応する校種・教科の教諭普通免許状及び特別支援学校教諭普通免許状の両方を有する者。

（注2）現在、長崎県内の公立学校に本務教員として勤務する者は出願できない。

【別表①】英語・情報における別途出願資格

受験校種・教科	出願資格及び留意事項等
高校・英語	<p>【別途出願資格】</p> <p>CEFR B2相当（別表②）の英語の語学力を有し、(1)または(2)のいずれかに該当する者。</p> <p>(1) 志願する校種の英語教諭普通免許状を有する者又は令和7年3月31日までに取得見込みの者。</p> <p>(2) 民間企業等において、正規採用として、日常的に英語を使用した業務に従事した勤務経験が平成31年4月1日以降、令和7年3月31日までに3年以上ある者。</p> <p>-----</p> <p>【留意事項等】</p> <p>ア. 採用予定者数は、高等学校英語の採用予定者数に含む。</p> <p>イ. 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に提出すること。ただし、資格試験については、平成31年4月1日以降に受験した試験を対象とする。</p> <p>ウ. 英語教諭普通免許状を有しない者で合格した者は、特別免許状による採用となるため、合格後、勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる1通の推薦状を提出すること。</p>
高校・情報	<p>【別途出願資格】</p> <p>次の(1)～(3)の全てを満たす者。</p> <p>(1) 大学又は大学院（短期大学を除く）を卒業（修了）し、学士以上の学位を取得している者。</p> <p>(2) 平成21年度春期からの試験制度で、下記の試験のいずれかの合格者、あるいは、下記のいずれかの資格に相当する研究により、修士又は博士号を取得している者（令和7年3月31日までに取得見込みでも可）。</p> <p>①基本情報技術者 ②応用情報技術者 ③ITストラテジスト                  ④システムアーキテクト ⑤プロジェクトマネージャ                  ⑥ネットワークスペシャリスト ⑦データベーススペシャリスト                  ⑧エンベデッドシステムスペシャリスト ⑨ITサービスマネージャ                  ⑩システム監査技術者 ⑪情報処理安全確保支援士</p> <p>(3) 民間企業、大学・研究機関等において、情報システムの研究、開発・保守・運用等に従事し、出願時までに通算3年以上の勤務経験を有する者。</p> <p>-----</p> <p>【留意事項等】</p> <p>ア. 採用予定者数は、高等学校情報の採用予定者数に含める。</p> <p>イ. 申請要件を満たすことを明らかにする「資格に関する証明書の写し」を出願期間内に提出すること。</p> <p>ウ. 情報教諭普通免許状を有しない者で、合格した者は、特別免許状による採用となるため、合格後、勤務した学校又は企業等から社会的信望、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有することを確認できる1通の推薦状を提出すること。</p>

【別表②】CEFR B2相当について

検定名称	実施団体	基準	備考
実用英語技能検定 英検S-CBT 英検CBT	日本英語検定協会	1級又は準1級合格者	英検IBAは不可
TOEIC Listening & Reading Test	国際ビジネスコミュニケーション協会	785点以上取得者	IPテストオンラインは不可
TOEFL iBT	国際教育交換協議会	72点以上取得者	
ケンブリッジ英語検定	日本ケンブリッジ英語検定機構	160点以上取得者	

GTEC	ベネッセコーポレーション	1190点以上取得者	アセスメント版は不可
IELTS	ブリティッシュ・カウンシル、 日本英語検定協会	5.5以上取得者	
TEAP	日本英語検定協会	309点以上取得者	
TEAP CBT	日本英語検定協会	600点以上取得者	

※ 採用試験に合格しても、出願資格を満たさないことが判明した場合や、令和7年3月31日までに必要な免許状を取得できなかった場合は採用しない。また、合格基準に満たない場合は、募集人数内であっても不合格になる場合がある。

- 3 出願期間 令和6年11月8日（金）～令和6年12月6日（金）  
※出願締切日必着、持参の場合は午後5時まで

#### 4 出願手続

##### (1) 願書用紙の交付

令和6年11月8日（金）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。

また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、140円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

##### (2) 提出書類

- ① 願書 写真（縦4cm、横3cm）を貼付すること。
- ② 免許状の写し等
  - 出願資格(1)～(5)により出願する者
    - ・該当する校種・教科等の普通免許状の写し
  - 英語における別途出願資格により出願する者
    - ・CEFR B2相当資格の証明書の写し
    - ・高等学校普通免許状、取得見込みの者は取得見込証明書（該当者のみ）
  - 情報における別途出願資格により出願する者
    - ・資格に関する証明書の写し
- ③ 返信用封筒（長形3号） 返信先を記入し、宛名は「様」付け、320円分の郵便切手を貼付すること。  
※合否結果通知書送付用の封筒となるので、1月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
- ④ 面接調査票 調査項目について記入し、願書等とともに提出すること。

#### 5 願書等の提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

#### 6 選考試験

- (1) 試験日時 令和6年12月15日（日） 午前9時30分～  
※令和6年12月14日（土）に接続テストを実施
- (2) 試験内容 オンラインによる個人面接（教科に関する質問を含む）
- (3) 合格者発表 令和7年1月17日（金）午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。

#### 7 その他

- ・受験番号及び面接の時間等については、12月11日（水）までにメールにて連絡いたします。
- ・書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。
- ・日本国籍を有しない方は、任用の期限を付さない常勤講師として任用します。
- ・不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（TEL 095-894-3358）に尋ねてください。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催できる施設として、長崎市選挙管理委員会から次のとおり指定した旨報告があった。

令和6年11月12日

長崎県選挙管理委員会  
委員長 渡邊 敏則

施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
長崎県勤労福祉会館 大会議室B	長崎市桜町9番6号	令和6年10月15日

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八九五)  
二二二  
二二四

印刷所  
印刷人

長崎市榊島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏  
弥ト